

判決年月日	平成 19 年 3 月 28 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 18 年(行ケ)第 10211 号		
○「成形可能な反射多層物体」に関する発明に係る特許出願を拒絶すべきものとした審決が，進歩性を否定した認定判断に誤りがあるとして，取り消された事例。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

本件は，「成形可能な反射多層物体」に関する発明（本願発明）について，優先権主張日前に頒布された刊行物 1 及び 2 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして，特許出願を拒絶すべきものとした審決の取消訴訟である。

本判決は，次のとおり判示し，本願発明と刊行物 1 記載の発明との 3 つの相違点のうち，相違点 1 及び 3 を埋めるものとして引用された刊行物 2 記載の発明に関する審決の認定判断に誤りがあるとして，審決を取り消した。

刊行物 2 には，積層する全層数 L を空気側（A 群）と基板側（B 群）の 2 つの群に分けて，A 群のうちで光学的膜厚が最大の層の光学的膜厚が，B 群のうちで光学的膜厚が最小の層の光学的膜厚よりも小さいことを特徴とする構成により，反射率を 55 ～ 80 % 程度で分光特性をフラットとするものを得ることができると開示されているということができるととどまり，積層する誘電体の層の光学的厚みに勾配を持たせることにより，可視光全域にわたって高い反射特性を持たせることが記載されているということとはできない。……刊行物 2 における実施例 3，4，7 をみれば，隣接する二つの層一対として一単位ととらえた場合に，各単位の光学的厚さ（二つの層の合計）が空気側から基板側に向けて順次増加していることが認められるものの，刊行物 2 には，隣接する高屈折率の層と低屈折率の層を一対として一単位の光学的層ととらえることについては何らの記載もなく，また，実施例 1，2，5 及び 6 において積層された層数が奇数であることに照らせば，刊行物 2 において，隣接する高屈折率の層と低屈折率の層を一対として一単位の光学的層と取り扱われていないことは明らかである。そして，刊行物 2 には，各実施例の各誘電体層の光学的膜厚がどのようにして定められたかを説明する記載はなく，光学的膜厚が設計波長 λ を用いて示され，この設計波長 λ が 550 nm と記載されているから，刊行物 2 に記載の半透鏡の各誘電体層の層厚が反射させたい波長に基づいて定められているものと解することもできない。……刊行物 2 には，層数が奇数の実施例も存在するところ，刊行物 2 に記載の層数が偶数である実施例 3，4，7 についてのみ，当業者が隣接する屈折率の異なる 2 つの誘電体の膜厚を一対として一単位の光学的層と認識するということができない。……刊行物 2 には，基板を一つの誘電体層とみなすことは記載されておらず，また，誘電体層の厚みを表示した表 1 ないし 8 にも基板の光学的膜厚は記載されていない上，表 2 ないし

8においては、半透鏡部を示す「H」は空気と基板を除外して示されているから、刊行物2に記載の実施例のうち層数が奇数のものについて、基板を一つの誘電体層としてとらえることには無理があるといわざるを得ない。また、基板を一つの誘電体層とみなした場合には、層数が偶数の実施例においては、基板と対になる隣接誘電体層を欠くことになる。

以上によれば、審決が、刊行物2に「可視光全体にわたって高い反射特性をもたせるために、高屈折率誘電体と低屈折率誘電体を交互に、かつ、各層の光学的厚みに勾配をもたせて積層した多層膜が開示されている」と認定し、また、刊行物2により、「可視光全体にわたる反射特性を持たせるために、屈折率の異なる2層を積層するとともに、光学的層に厚さ勾配をもたせること」が公知であると認定したことは、本願発明を知った上でその内容を刊行物2の記載上にあえて求めようとする余り、認定の誤りをおかしたものといわざるを得ない。

審決は、相違点1につき、引用例1に「可視光スペクトル全体にわたって高い反射率を有する高分子多層反射体」が記載されており、刊行物2に「可視光全域にわたって高い反射性を持たせるために、高屈折率誘電体と低屈折率誘電体を交互に、かつ、各層の光学的厚みに勾配をもたせて積層した多層膜」が開示されていることを理由として、「層を横切って光学的厚さの勾配を設けることにより、可視スペクトルの全域にわたって実質的に均一な反射特性をもたせることは、刊行物1及び刊行物2に記載の発明に基づいて当業者が容易に想到することができたものである」と判断したものであるが、刊行物2に「高屈折率誘電体と低屈折率誘電体を交互に、かつ、各層の光学的厚みに勾配をもたせて積層した多層膜が開示されている」との審決の認定が誤りであることは、上記……のとおりであるから、審決における相違点1の判断は、刊行物2発明についての誤った認定を前提とするものであって、誤りというほかない。また、審決は、相違点3につき、「可視光全体にわたる反射特性を持たせるために、屈折率の異なる2層を積層するとともに、光学的層に厚さ勾配をもたせること」が公知であることを前提として、「相違点3に係る本願発明のように、『物体の個々の層の大部分は、高分子物質の繰返し単位の光学的厚さの合計が約190nmを越える範囲内の光学的厚さを有する』ように規定すること、及び『光学的層のもっとも薄い繰返し単位およびもっとも厚い繰返し単位からの一次反射の波長が少なくとも2倍異なるように、光学的層の繰返し単位の厚さの勾配とする』ことは、当業者が刊行物1及び刊行物2に記載の発明に基づいて容易に想到することができたものである」と判断したものであるが、審決が、刊行物2に基づいて、「可視光全体にわたる反射特性を持たせるために、屈折率の異なる2層を積層するとともに、光学的層に厚さ勾配をもたせること」が公知であると認定したことが誤りであることも、上記……のとおりであるから、審決における相違点3の判断も、刊行物2発明についての誤った認定を前提とするものであって、誤りというほかない。